

令和7年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年3月4日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	溝 上 広 行	9番	定 松 弘 介
2番	南 里 隆 司	10番	前 田 弘次郎
3番	田 島 隆 一	11番	吉 岡 英 允
4番	吉 岡 正 博	12番	草 場 祥 則
5番	岸 川 信 義	13番	片 渕 栄二郎
6番	友 田 香将雄	14番	西 山 清 則
7番	重 富 邦 夫	15番	溝 上 良 夫
8番	中 村 秀 子	16番	内 野 さよ子

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	百 武 和 義
教 育 長	下 平 博 明	総 務 課 長	中 村 政 文
企画財政課長	大 串 恭 隆	総合戦略課長	山 口 裕 一
税 務 課 長	出 雲 誠	住 民 課 長	谷 川 友 子
保健福祉課長	木 須 英 喜	長寿社会課長	小 野 勉
生活環境課長	土 井 一	農業振興課長	吉 村 浩
商工観光課長	谷 崎 孝 則	農村整備課長	吉 村 大 樹
建 設 課 長	鶴 田 浩 紀	会 計 管 理 者	久 原 美 穂
学校教育課長	久 原 正 好	新しい学校づくり課長	永 石 敏
生涯学習課長	矢 川 靖 章	農業委員会事務局長	山 下 英 治

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一

課長補佐 川崎常弘
議事係書記 草場雅子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
8番 中村秀子 9番 定松弘介

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 議案第16号 損害賠償請求事件の和解について
日程第5 議案第17号 住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約について
日程第6 議案第18号 令和6年度白石町一般会計補正予算（第8号）
日程第7 議案第19号 令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第20号 令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第21号 令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第10 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

9時30分 開会

○内野さよ子議長

ただいまから令和7年第2回白石町議会3月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等については事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員から定期監査、例月出納検査の報告、佐賀西部広域水道企業団の議会定例会報告を配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は配付している名簿のとおりです。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、中村秀

子議員、定松弘介議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、2月21日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおりです。本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から3月18日までの15日間に決定をしました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付している一覧表のとおりです。条例8件、規約1件、人事2件、指定管理1件、和解1件、契約1件、予算8件、以上22件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。あわせて、令和7年度施政方針の説明があります。

○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和7年第2回白石町議会定例会の開会に当たりまして、4期目の町政運営、執行に臨む私の決意と所信を述べさせていただきます。

私は、このたびの町長選挙におきまして、無投票での再選という結果を受け、引き続き町政を担わせていただくことになり、改めまして責任の重さを痛感しているところでございます。

今日までの3期12年間、がむしゃらに前だけを向いて公約に掲げたことに取り組んでまいりました。これまでの12年間につきましては、議員の皆様をはじめとして、町民の皆様の深い御理解と御支援をいただきながらスムーズに、そして確かな運営ができたのではないかと感じております。4期目につきましても私の政治姿勢は変わることなく、究極は町民の皆様の福祉の向上、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちを、これまで以上のレベルになるようつくっていくこととあります。3町が合併して20周年の節目のときを新たなスタートとし、町民皆様からいただいた信頼と期待をしっかりと受け止め、その負託にお応えできるよう安心して住み続けられるまちづくりに力を尽くしてまいりたいと思います。

そこで、その実現に向けての所信の一端を申し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症は一定の収束を迎えたものの、世界情勢の悪化による国際的な原材料価格の上昇などから、物価の高騰がいまだ長期化し、町民の生活

に影響が及んでいます。これまでも、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業や事業者へ資材価格高騰対策事業などの支援を行ってまいりました。引き続き、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品やエネルギー価格の物価高騰の影響を受ける町民に対し、スピード感を持って支援を実施してまいりたいと考えております。

そして、私の政治姿勢、公約でございます。

先ほども申しましたが、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちをつくっていきますと掲げさせていただきます。その実現に向け、大きく4点を柱として捉えております。

まず、1つ目の柱は、さらなる人づくりであります。

人口減少対策、少子・高齢化対策では、婚活、子育て支援、移住・定住促進、後継者育成、企業誘致、保健、福祉の充実を図り、地域づくりでは参加と協働による町民を主体とした地域づくり協議会の運営または設立に支援を行い、さらに町民と行政の協働体制を築きます。また、小学校再編を進めることで地域と一体となる学校づくりを目指していきます。

2つ目の柱は、さらなる農林水産業と商工業の振興であります。

各産業後継者の育成では、後継者や新規就業者の支援を行い、次世代を担う意欲ある担い手の育成と確保に努め、白石町産品の確立では原産品のブランド化、新たな産品の創出、6次産業化の推進で、地場産業の活性化を図ります。また、基盤整備の実施については、農地を深く拡大するなどの営農の効率化を進めてまいります。

3つ目の柱は、さらなる安心・安全なまちであります。

強くしなやかな町民生活の実現を図る国土強靱化への取り組みを推進し、防災・減災対策、浸水、冠水対策では、クリークの浚渫やのり面保護、あるいは流域治水や事前排水の徹底に努めます。

また、交通安全対策では、子どもから高齢者まで配慮した優しい道を造り、安全施設の充実も図ります。

そのほか、防犯対策や環境対策では、町民にとって安全・安心につながる取り組みをしっかりと行ってまいります。

最後に、4つ目の柱として、白石をもっとPRであります。

本町の産業、歴史、景観、そして白石の最大の財産であります人、これらの白石の財産をしっかりと生かしながら、さらなる交流人口を増やし、経済波及効果をもたらすよう努めてまいります。

そして、トップセールスはもとより、町の公式SNSの活用や広報戦略を策定することで情報発信力の強化を図ります。

また、合併20周年記念式典で発表いたしましたまちのブランドメッセージ、「しろめし町 しろいし町」を全国に町の魅力を発信するメッセージとして活用してまいります。

以上が公約でございますが、いずれにいたしましても笑顔で元気に暮らせる豊かなまちの実現に向け、職員と共に創意、熱意、誠意を持って取り組んでまいります。

それでは、令和7年度の町政運営に関する施策方針並びに提案いたしました議案の

概要について御説明いたします。

令和7年度につきましては、第3次白石町総合計画の最終年度であります。ここを目標年次とし、基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指す将来像として各施策を定めていました。目標値の達成に向けこれまでの成果や実績を検証しつつ、各施策をさらに力強く推し進めてまいります。特に重点的に取り組む事業や新規に取り組む事業に絞って説明させていただきます。

まず1つ目は、移住・定住の促進でございます。

令和2年国勢調査では、本町の人口は2万2,051人となり、減少率はマイナス7.8%と県内ワーストという結果になっておりました。このことから、まずは白石町人口ビジョンの目標人口を目指すために、今年度に策定した第3期の白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを着実に実行することで毎年100人の人口減少を取り戻していきたいと考えております。

令和4年度より定住促進策の3本の柱と位置づけ実施しておりますスマイルしろいし応援事業、さが暮らしスタート支援事業、新婚新生活支援事業の各事業につきましては、着実に成果が出ているところであります。特にスマイルしろいし応援事業においては、令和4年度には8世帯37名、令和5年度には21世帯86名、令和6年度においては現在のところ36世帯、139名の移住・定住をいただき、政策の効果が現れたものと認識しております。今後もインターネットやSNS等を利用した広報により周知を強化することで、さらに事業効果の拡大を図ってまいります。

そして、新規事業といたしまして地域おこし協力隊推進事業に取り組み、地域おこし協力隊の活動を通じ、地域活性化の推進や各事務事業の充実を図り、将来的には任期が終了した隊員の地域への定住、定着を目指したいと思っております。

また、住宅や用地につきましても、引き続き空き家・空き地バンクの活用を推進するとともに、公共施設や学校施設の再編などに伴い発生する跡地について、住宅用地などとして確保することができないか検討を行い、移住・定住の促進につなげたいと考えます。

さらに、雇用の場を創出するための企業誘致につきましても、白石町企業立地の促進に関する条例を制定しておりますので、移住・定住促進策として雇用の場の確保に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2つ目は、防災対策の推進でございます。

本町においては、近年度重なる豪雨による浸水被害に見舞われたことであり、改めて防災対策の重要性を痛感させられました。本年度につきましては、幸いにも大きな浸水、冠水被害はございませんでした。これもひとえに、水門管理者をはじめとした協力をいただいた皆様の事前排水に対する御理解と効率的な排水によるものであると、感謝を申し上げます。今後につきましては、流域治水推進事業費による分析を踏まえ、引き続きクリーク防災機能保全対策事業、緊急浚渫推進事業等による幹線水路の整備を行うほか、塩田川流域の浸水被害の防止を図る目的で、新年度では深浦の満江樋門付近に新規で排水ポンプを設置する計画をしているところであります。また、冠水が予想される地域に設置した防災カメラシステムM i n s a iにより、具体的な冠水状況を、あるいは大雪のときには積雪状況などをリアルタイムで発信することができる

ようになりました。今後も、災害情報を発信することで町民皆様が安全な行動ができるように努めてまいります。

そして、今年度に防災行政無線施設の既存施設の更新及び情報連携等の機能強化を含めた整備を行うことで、その機能向上に期待をしているところでもございます。

3つ目は、子育て支援でございます。

本町における出生数は、令和5年に100人を割り込みました。少子化対策については、国において異次元の少子化対策として児童手当が昨年10月から拡充され、今後も様々な支援策が行われる予定となっております。本町においても、子育て世代が安心して子育てができる環境の整備が必要であったことから、子どもの遊び場が少ないというお声をいただき、町内の公園に新しく遊具を設置するなど充実を図ってきたところでございます。今年度に、今後の子育て支援の指針となる白石町こども計画の策定が完了いたします。引き続き、子育てを行う環境の整備などを着実に推進してまいります。

なお、新規事業といたしましては、妊婦等包括相談支援事業や、妊婦のための支援給付金を効果的に組み合わせることで身体的、精神的なケア及び経済的支援ができ、情報提供や相談、あるいは出産育児用品などの購入や、支援サービスの利用に係る負担の軽減を図ります。

また、子育て世代包括支援センターの相談機能を充実させ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行い、子育て世代が安心して育児ができるよう、支援の提供に努めてまいります。

4つ目は、産業の振興でございます。

今年の夏より本町の主要な農産物であります米の価格が上昇し、令和の米騒動などという言葉が飛び交いました。農産物の価格は在庫や天候に左右されるほか、生産資材の高騰なども要因かと思われます。しかし、その高騰分を価格に転嫁できないため、農業者は厳しい経営を強いられております。そのような中、策定から四半世紀を経て昨年6月に食料・農業・農村基本法が改正されました。生産コストの価格転嫁に向け、実効的な取り組みが構築されることを期待するとともに、日本の農業は大きな転換期を迎えていると思っております。農業の振興につきましては、引き続き水田農業の担い手が取り組む米、麦、大豆の高品質、安定生産に必要な機械、施設等の整備に助成を行う県単独のさがの稼げる水田農業推進事業に取り組めます。

また、同じく県が推進しているさが園芸888整備支援事業により、本町の主力産物である園芸作物の振興を図るため、園芸農業者の所得向上に向け収量や品質の向上、経営規模の拡大、コストの削減等を支援いたします。

なお、新規事業といたしましては、農地利用効率化等支援交付金を活用し、地域の中核となる担い手に、農地の引受面積を増やすために必要な農業用機械や施設の支援を行います。

また、スマート農業機械導入推進事業では、集落営農法人に対し農業用ドローンの購入や操作講習に係る費用の一部を助成いたします。

そのほかに、畜産農家に対しましても2件の新規事業を掲げ、補助による支援を行ってまいります。

そして、水産業の振興につきましては、引き続き生産性と品質向上のために生産基盤と生産環境の整備を行い、経営基盤の強化を図ってまいります。

5つ目は、学校教育の充実でございます。

白石町の将来を担う子どもたちにとってよりよい教育条件を整備し、最適な教育環境をつくることを目的に、小学校、中学校の再編を進めてまいりました。

本町、また本町教育行政にとりましても歴史に残る一大改革であり、その学校再編の第1段階として昨年4月に新設白石中学校を開校することができました。しかし、開校がゴールではございません。今後も学校と町、また地域などと連携、協力しながら、白石中学校がよりよいものとなるよう努めてまいります。

また、小学校再編においては令和8年度開校予定の有明小学校につきましては、新しい学校づくり準備委員会による多岐にわたる項目について協議がなされ、着々と準備が進んでおり、開校に向けた校舎の改修工事も始まったところでございます。あわせて、白石地域新設小学校や福富小学校においても、学びや遊びに充実した学校生活を送れるよう、施設整備に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、今年度2学期より、新給食センターより町内の全小・中学校へ提供することができました。新しい給食センターで調理し提供することで、引き続き児童・生徒に安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

学校再編に関することにつきましては、まだまだソフト面やハード面で検討を行うことも多く、引き続き協議を重ねてまいります。

6つ目は、参加と協働の促進でございます。

本町におきましては、共助に根差した地域の活性化を図ることを目的で、おおむね小学校区単位とする地域づくり協議会の設置を目指すこととし、地域づくり協議会の設立、運営を支援しているところでございます。令和3年6月には須古地区、令和5年3月には六角地区が設立されました。引き続き、新たな地区での設立を目指し、支援を行ってまいります。また、既存の協議会につきましても、運営支援を行うことで町民協働によるまちづくりに取り組んでまいります。急激な人口減少や高齢化に伴い、地域において担い手不足や伝統文化の継承ができないなど、様々な問題が出てきています。これらを把握し対応する新しい地域の体制づくりが必要となっています。地域と行政が補完しながら町民一人一人の暮らしの満足度を高められるよう、つながる！温もる！かがやく！しろいし！を目標に全庁での取り組みを推進してまいります。

総合計画における重点施策等に関しましては以上でございますが、そのほか、観光振興、高齢者や障がい者福祉の充実、医療保健体制の充実、環境問題への対策、生涯学習の推進、男女共同参画社会の構築、効率的な行財政運営など各分野における施策についても進めてまいります。

とりわけ、昨年11月に観光振興に取り組む専門的な機関として、一般社団法人しろいし町観光協会を設立をいたしました。本町には、歌垣山をはじめ須古城跡、稲佐神社など歴史ある名所や有明海、桜の里など、美しい景観の名所が数多くございます。また、本町の基幹産業であります農業や漁業についても、体験を通じた観光資源になり得るものと考えております。

観光協会の設立により、観光、交流人口を拡大させることで、商工業の活性化を図

るとともに本町の魅力を内外に発信し、ひいては、定住促進や特産物のPRにつなげてまいりたいと思います。

令和7年度における施政方針につきましては、以上でございます。

次に、提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、条例案件が8件ございます。

議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、刑法等の一部を改正する法律の改正に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

議案第5号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、佐賀県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、仕事と生活の両立支援の推進のための措置として子育て部分休暇の創設、及び子の看護休暇の取得事由の拡大などを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、監査委員の報酬額の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、佐賀県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号「白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、団員定数の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号「白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、消防団員等の公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、甘治住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、条例外案件が6件ございます。

議案第12号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、令和7年4月1日付で多久小城医療組合の名称が、多久小城医療企業団に変更されること、及び名称変更後に多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させることに伴い、規約の変更を行うものでございます。

議案第13号及び議案第14号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもので

ございます。

議案第13号につきましては、現在人権擁護委員であります横尾良人氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますが、引き続き横尾氏を推薦するものでございます。

議案第14号につきましても、現在人権擁護委員であります山口恵子氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますが、引き続き山口氏を推薦するものでございます。

議案第15号「白石町交流館の指定管理者の指定期間の変更について」は、公共施設の再編に伴い、白石町社会福祉協議会が行っていた管理を終了し、有明公民館係での直営管理とするため、期間を1年短縮し、令和7年3月31日までとする指定管理者の指定期間を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号「損害賠償請求事件の和解について」は、訴訟上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約について」は、物揚場及び船揚場の新設工事を行うものでございます。

契約方法につきましては条件付一般競争入札により行い、契約金額は消費税込みで3億3,968万円、契約の相手方は、松尾・富士特定建設工事共同企業体でございます。

当該契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が8件ございます。

議案第18号から議案第21号までは、令和6年度予算に関しまして、各会計の所要の補正をお願いするものでございます。

議案第22号から議案第25号までは、各会計の令和7年度当初予算について議決を求めるものでございます。当初予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ一般会計174億2,300万円、特別会計51億413万9,000円となっております。

人事案件を除く提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。

結びになりますが、今議会に提案いたしました全22議案につきまして十分なる御審議を賜りますようお願いを申し上げますとともに、令和7年度も町職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、町議会及び町民皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○内野さよ子議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(担当課長の議案説明)

○中村政文総務課長

議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明いたします。

これにつきましては、刑法等の一部を改正する法律の改正に伴い、「懲役及び禁錮」

を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されるため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

一部改正する条例につきましては、第1条関係として議案書4枚目の新旧対照表1／6ページから2／6ページの白石町職員の給与に関する条例、第2条関係として議案書6枚目の新旧対照表3／6ページの白石町法定外公共物の管理に関する条例、第3条関係として議案書7枚目の新旧対照表4／6ページの白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第4条関係として議案書8枚目の新旧対照表5／6ページの白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、第5条関係として議案書9枚目の新旧対照表6／6ページの白石町個人情報保護法施行条例でございまして、この5つの条例に関し、条例中の「懲役」・「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日である令和7年6月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願います。

議案第5号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

これにつきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例において、項ずれが生じるため、改正を行うものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表1／1ページを御覧ください。

本条例第2条第2号から第4号において、法律改正に伴い、条文中の項ずれの改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願います。

議案第6号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この条例は、令和6年10月17日付け佐賀県人事委員会報告及び勧告に鑑み、仕事と生活の両立支援の推進のための措置として、子育て部分休暇の創設及び子の看護休暇の取得事由の拡大などを行うため、本条例を改正するものでございます。

議案書5枚目の新旧対照表【第1条関係】1／5ページを御覧ください。

これは、白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するもので、本条例第8条の2に規定しております、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、養育する子の年齢を現行の3歳未満から小学校就学の始期に引き上げるものでございます。

議案書6枚目の新旧対照表2／5ページを御覧ください。

次に、本条例に第23条の2を新たに加え、小学校1年生の子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で、新たに子育て部分休暇を創設するものでございま

す。

議案書7枚目の新旧対照表3／5ページを御覧ください。

次に、本条例第24条第6号に規定しております、子の看護休暇の取得事由について、学校休業や学校行事等（卒入园式、卒入学式）への参加などを加え、拡大するものでございます。

次に、本条例第26条第1項に規定しております、介護休暇の要介護者の対象範囲を配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者として定めるものでございます。

次に、本条例第26条の3を新たに加え、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等として、40歳になる職員へ介護両立支援制度等説明し、面談等を行うことなどを定めるものでございます。

議案書8枚目の新旧対照表4／5ページを御覧ください。

本条例第26条の4を新たに加え、勤務環境の整備に関する措置として、介護両立支援制度等が円滑に行われるように、研修や相談体制の整備を行うことを定めるものでございます。

議案書9枚目の新旧対照表【第2条関係】5／5ページを御覧ください。

これは、白石町職員の育児休業等に関する条例を改正するもので、本条例第16条に規定しております、職員及び非常勤職員の部分休業の承認について、取得可能な時間について定めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、第1条、第2条いずれも令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第7号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

これにつきましては、監査委員の報酬額の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表1／1ページを御覧ください。

本条例第2条の報酬額について定めている別表中、監査委員（識見）の報酬を「年額40万5,000円」から「年額55万2,000円」に、監査委員（議会）の報酬を「年額26万1,000円」から「年額35万5,000円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第8号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この条例は、令和6年10月17日付け佐賀県人事委員会報告及び勧告に鑑み、本条例を改正するものでございます。

議案書15枚目の新旧対照表1／13ページを御覧ください。

本条例第4条において、昇給制度の所要の見直しとして、行政職給料表の5級以上

である職員（課長補佐級及び課長級の職員の者）について、これまでの3号給の昇給から4号給に改めるものでございます。

また、行政職給料表（新旧対照表8／13ページ）について、若年層の給与水準を引上げ、職務や職責をより重視した給料表に見直すものでございます。

次に、本条例第7条及び第8条に規定しております扶養手当において、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を1人につき「10,000円」から「13,000円」へ引き上げるものでございます。ただし、令和7年度の1年間に限り、配偶者へ「3,000円」、子に「11,500円」を支給する経過措置を設けております。

議案書17枚目の新旧対照表3／13ページを御覧ください。

本条例第8条の2第2項に規定しております地域手当において、月額を支給率を「100分の18を超えない範囲内」から「100分の20を超えない範囲内」に改めるものでございます。

議案書18枚目の新旧対照表4／13ページを御覧ください。

本条例第9条に規定しております通勤手当において、支給限度額を、特別料金等の額を含めて1箇月当たり「80,000円」に引き上げるものでございます。

議案書21枚目の新旧対照表7／13ページを御覧ください。

本条例第18条に規定しております管理職員特別勤務手当において、平日の支給対象時間帯を「午前0時から午後5時まで」から「午後10時から午前5時まで」に改めるものでございます。

議案書22枚目の新旧対照表8／13ページを御覧ください。

本条例第23条に規定しております定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外について、住居手当を除外から外し、支給することに改めるものでございます。

また、附則において、次の2つの条例を改正いたします。

議案書28枚目の新旧対照表1／1ページを御覧ください。

白石町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条に規定しております、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外について、住居手当を除外から外し、支給することに改めるものでございます。

次に議案書29枚目の新旧対照表1／1ページを御覧ください。

白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第29条第2項に規定しております、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、支給限度額を、特別料金等の額を含めて1箇月当たり「80,000円」に引き上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第9号「白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案書3枚目の新旧対照表の1分の1ページを御覧ください。

本条例第2条の消防団員の定数につきまして、現在の実消防団員数及び令和7年度の新体制での団員数を考慮しまして、令和元年に改正しました現行の定数を

「1,150人」から「950人」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第10号「白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

今回、消防団員の処遇改善と消防団におけるシニア層の活躍を推進するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、退職報償金の区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されたことにより、本条例を改正するものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表の1 / 1 ページを御覧ください。

本条例第2条の退職報償金の支給額について、定めている別表に、新たに勤務年数35年以上の区分の追加と、階級毎の支給額を追加するものであります。

なお、この条例の施行期日は、令和7年4月1日としておりますので、令和7年4月1日以後に退職される消防団員に適用されることとなります。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

議案第11号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

新旧対照表1ページを御覧ください。

別表の「町営住宅の名称と位置」につきましては、本年度、「白石町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、廿治住宅を解体しましたので、町営住宅としての用途を廃止して、廿治住宅の項を削除するものです。

今回の条例改正は、公布の日を施行日としています。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村政文総務課長

議案第12号「佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について」御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年7月1日付けで、多久小城医療組合の名称が、多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させるため、佐賀縣市町総合事務組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表をお開きください。

別表第1（第2条関係）でございますが、組合を組織する地方公共団体を規定しておりまして、「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改めるものでございます。

次に、別表第2（第3条関係）でございますが、組合の共同処理する事務と組合市

町を規定しております。

議案書4枚目をお開きください。第3条第1号に関する事務につきましては、退職手当の支給に関する事務でございますが、これにつきまして「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療企業団」に、同表第3条第7号に関する事務につきましては、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害等に対する補償に関する事務でございますが、これにつきまして「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、議案書2枚目をお開きください。

附則でございますが、知事の許可があった日から施行することとされております。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第15号「白石町交流館の指定管理者の指定期間の変更について」御説明いたします。

令和6年度末をもって有明公民館が閉館し、令和7年度より有明公民館が白石町交流館へ移転することに伴い、これまで白石町社会福祉協議会が行っていた白石町交流館の管理を終了し、有明公民館係での直営管理となるため、現行の指定管理者の指定期間を1年短縮し、令和7年3月31日までとすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷川友子住民課長

議案第16号「損害賠償請求事件の和解について」御説明いたします。

横浜地方裁判所令和4年（ワ）第869号損害賠償事件に関し、町及び相手方双方の合意に基づく和解が整いましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方及び内容につきましては、議案書に記載しておりますとおりでございますのでお目通しをお願いいたします。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

議案第17号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約について」御説明いたします。

住ノ江漁港整備計画につきましては、物揚場として幅25メートル、長さ76m、物揚棧橋（斜路）として幅8メートル、長さ40.2メートルを2本、船揚場として、幅13メートル、長さ65.2メートル、道路として幅7～13メートル、長さ95mの整備を計画しております。

今回、第3期工事では、物揚場及び船揚場の併せて幅25メートル、長さ、35.6メートルの整備のため、鋼管杭12本、プレキャスト桁66本の施工を予定しております。

工事場所は、白石町大字福富下分地先、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は消費税込みで3億3,968万円、契約の相手方は松尾・富士特定建設共同企業体、代表者は、佐賀市多布施一丁目4番27号、松尾建設株式会社佐賀支店でございます。

入札の経過につきましては、議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る2月6日に、共同企業体の2企業体により条件付一般競争入札を行いました。

この入札経過表の金額は消費税を含まない金額でございます。落札額は3億880万円で、落札された松尾・富士特定建設共同企業体の落札率は予定価格に対し97.88%となっております。

なお、仮契約日は令和7年2月12日、工期は議会議決日の翌日から、令和7年10月31日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第18号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第8号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額から1億134万4,000円を減額し、補正後の予算総額を174億663万3,000円とするものです。

7ページをお願いします。

第2表継続費補正ですが、住ノ江漁港の漁港整備事業及び学校施設整備費について小学校毎に総額と年割額の変更を行っております。

9ページをお願いします。

第3表繰越明許費補正ですが、11件の繰越明許費の補正を計上しております。

10ページをお願いします。

第4表地方債補正ですが、過疎対策事業及び合併特例事業について、事業確定等により借入限度額の補正を計上しております。

次に、歳入歳出について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出全般にわたって最終的な実績見込み、入札減や事業完了等に基づく補正となっております。

なお、白石町3月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

13ページ、14ページをお願いします。

1款町税のうち、1項、1目個人1,760万円、2項、1目固定資産税4,190万円、3

項、1目環境性能割160万円及び4項、1目たばこ税180万円の増額。1項、2目法人670万円の減額については、それぞれ現年課税分等の調定見込額が確定したため計上しております。

15ページをお願いします。

12款地方交付税、1項、1目地方交付税の普通交付税では、4億2,706万2,000円を計上しております。なお、再算定が行われたこと等により49億7,767万3,000円となり、前年度と比較し7,296万2,000円の増、率にして1.5%の増となっております。

25ページをお願いします。

20款繰入金、2項、1目財政調整積立基金繰入金では、2億8,181万1,000円の減額を計上し、今後の増加する財政需要を見越し、出来るだけ基金残高を確保するため、基金に繰り戻すこととしております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

28ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費の積立金では、今後の公共施設の整備及び維持管理の財源確保として公共施設整備基金積立金1億2,200万円及び公共施設維持管理基金積立金1億円、今後の公債費の財源確保として減債基金積立金1億4,329万9,000円をそれぞれ計上しております。

34ページをお願いします。

3款民生費、1項、2目障害者福祉費の扶助費では、今後の見込みにより、自立支援給付費2,952万円の増額を計上しております。なお、財源は、国庫負担金、県負担金の障害者自立支援給付費負担金を充当しております。

37ページをお願いします。

同じ3款、2項、4目児童福祉施設費では、公定価格の見直し等により、私立保育園運営費委託料3,720万円の増額及び認定こども園負担金5,760万円の増額を計上しております。なお、財源は、国庫負担金、県負担金の施設型給付費負担金を充当しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております、3月補正予算細事業一覧表、及び白石町3月補正予算説明資料「主要事項内容説明書」で御確認をお願いします。

また、56ページ以降の給与費明細書、61ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で補正予算についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷川友子住民課長

議案第19号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ272万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ39億5,664万8,000円とするものです。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが7ページをお願いします。

5款県支出金につきましては、特別交付金の交付額が確定したことに伴い、750万4,000円を減額するものであります。

7款繰入金につきましては、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業繰入金等の交付額が確定したこと、また事業実績に伴い、387万7,000円を追加するものです。

8ページをお願いします。

9款諸収入につきましては、第三者納付金の実績が当初見込みより上回るため90万7,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いします。

6款保健事業費につきましては、人間ドック等の事業委託件数の実績見込みにより保険事業費99万円、保健師報酬等の減により特定健康診査等事業費576万円を減額するものです。

12ページをお願いします。

8款諸支出金につきましては、収納対策経費の変更に伴い、一般会計繰出金7万3,000円を追加するものです。

9款予備費につきましては、歳入歳出額の調整のため、395万7,000円の追加をお願いするものです。

以上で議案第19号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第20号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,394万6,000円を減額し、補正後の総額を4億2,660万円とするものです。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが7ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、調定額の減少に伴いまして5,138万4,000円を減額するものであります。

4款繰入金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金の最終見込額により、事務費繰入金を414万5,000円減額、保険基盤安定繰入金を177万3,000円追加するものです。

8ページをお願いします。

6款諸収入につきましては、実績見込みに伴い、保険料還付金を19万円減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。9ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金の最終見込額により、5,375万6,000円を減額するものです。

10ページをお願いします。

4款諸支出金につきましては、過年度保険料還付金の実績見込みにより19万円を減

額するものです。

以上で議案第20号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○土井 一生活環境課長

「令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）」について説明いたします。
補正予算書1ページをお願いします。

第2条主要な建設改良事業の補正内容について説明いたします。

農業集落排水機能強化事業について、国庫補助金の額確定に伴う工事請負費や実績見込みによる人件費等の補正により3,994万円を減額し、1億5,018万9,000円とするものです。

第3条「収益的収入及び支出」、第4条「資本的収入及び支出」については、16ページからの補正予算実施計画明細書で説明します。

補正予算書の16ページをお願いします。

「収益的収入及び支出」です。

収益的収入について、第2項「営業外収益」、5目「他会計負担金」、422万5,000円の減額については、減価償却費相当分及び企業債利子償還金の確定、また人件費の実績見込みによる一般会計負担金の減額です。

9目「消費税及び地方消費税還付金」211万9,000円の減額は、補正予算に伴う見積額修正によるものです。

これによりまして、16ページ上段の第1款「下水道事業収益」の既決予定額6億2,443万7,000円から今回の補正額634万4,000円を減額しまして、6億1,809万3,000円とするものです。

17ページをお願いします。

収益的支出について、第1項「営業費用」、5目「総係費」は、人件費の実績見込みによる150万円の減額です。第2項「営業外費用」、1目「支払利息」は、企業債利子償還金の確定により2万円増額するものです。

これによりまして、17ページ上段の第2款「下水道事業費用」の既決予定額6億2,693万8,000円から今回の補正額148万円を減額しまして、6億2,545万8,000円とするものです。

18ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」です。

資本的収入については、実績見込みにより第1項「企業債」、1目「建設改良企業債」は、2,330万円の減額。第2項「国庫補助金」、1目「国庫補助金」は1,724万1,000円の減額となり、第4項「他会計負担金」、1目「他会計負担金」は60万1,000円の増額になっております。また、第7項「出資金」、1目「他会計出資金」は、一般会計出資金の額が確定したことにより255万1,000円を増額するものです。

これによりまして、上段の第3款「資本的収入」の既決予定額3億9,024万円から今回の補正額3,738万9,000円を減額しまして、3億5,285万1,000円とするものです。

20ページをお願いします。

第4款「資本的支出」について、第1項「建設改良費」、1目「建設改良費」については、実績見込み等により人件費、旅費、光熱水費、工事請負費を3,994万円減額し、第2項「企業債償還金」については建設改良企業債償還金の額の確定により19万4,000円を減額しております。

これによりまして、上段の第4款「資本的支出」の既決予定額5億9,410万1,000円から今回の補正額4,013万4,000円を減額し、5億5,396万7,000円とするものです。

補正予算書の3ページに戻ります。

第5条「企業債」について、「農業集落排水事業」に係る起債の限度額を実績見込みにより減額し、6,990万円に補正するものです。

第6条では、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」である職員給与費を、実績見込みにより減額し4,205万6,000円へ改めるものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第22号「令和7年度白石町一般会計予算」につきまして御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和7年度歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ174億2,300万円とするものです。

8ページをお願いします。

第2表継続費では、福富小学校施設整備費について令和8年度までの総額5億7,800万円計上しております。

9ページをお願いします。

第3表債務負担行為では、中小企業者に対する設備資金利子補給金につきましては、平成16年度から行っておりますが、令和8年度から令和10年度までの間を引き続き計上しております。また、土地改良施設維持管理適正化事業、白石地域新設小学校建設に係る仮設道路用地借地料及び福富ゆうあい館LED照明リース業務については新たに計上しております。

10ページをお願いします。

第4表地方債では、白石地域新設小学校施設整備費等の財源とした過疎対策事業、排水ポンプ設置工事の財源とした緊急防災・減債事業債など、総額で18億6,090万円の借入れを計上しております。

11ページから174ページまでが歳入歳出予算事項別明細書となっております。

ここで、令和7年度の新規事業など主な事業を御説明いたします。

まず、歳入において、個人町民税など町税全体で、前年度より4,272万6,000円増の22億6,015万8,000円を計上しております。

普通交付税については、国の地方財政計画等を勘案し、前年度より7,000万円増の44億7,000万円を計上しております。ふるさと寄附金については、前年度同額の10億円を計上しております。

次に、歳出を御説明いたします。

移住・定住対策では、新規に「地域おこし協力隊推進事業」8,050万円、「新婚新生活支援事業」1,050万円、「住まいる"しろいし"応援事業」2,191万8,000円、「さが暮らしスタート支援事業」500万円を計上しております。

防災減災対策では、引き続き「クリーク防災機能保全対策事業費」2,100万円、「緊急浚渫推進事業費」600万円を計上しております。

保健福祉関係では、新規に「スマイルしろいしデジタル商品券給付事業」7,570万円を計上しております。エネルギー食料品価格の物価高騰の影響を受けた町民生活の負担軽減を図るため、全町民にデジタル商品券3,000円を給付するものです。また、令和5年度から対象年齢を18歳年度末までに拡大した「子どもの医療事業費」1億365万1,000円を計上し、「妊婦のための支援給付金」1,292万1,000円では、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業の支援と効果的に組み合わせ、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するものです。

農水産業関係では、新規に地域ぐるみで営農に取り組んでいる農業集落法人に対して農業用ドローンを導入するための「スマート農業機械導入推進事業」2,300万円を計上し、地域計画が策定された地域における担い手の耕作面積が増える見込みがあり、担い手が農業機械・施設を導入するために「農地利用効率化等支援交付金」2,116万7,000円を計上しております。また、市場等へ出荷するための経費に対し「畜産経営安定支援事業」150万円を計上しております。また、「さが園芸888整備支援事業」3億1,035万7,000円を計上し、引き続き、園芸振興を推進してまいります。その他、「漁港整備事業費」3億7,220万5,000円を計上し、引き続き、住ノ江漁港の整備等を進めてまいります。

教育関係では、令和8年4月に開校を予定している有明地域新設小学校の「遠距離通学者支援事業費」8,500万円を計上し、マイクロバスと大型ワンボックスカーを購入し、2.5km以上の児童の通学支援を行います。

また、「白石地域新設小学校施設整備費」では、新築工事実施設計、造成工事基本・実施設計、造成工事及び用地取得費として5億6,740万3,000円を計上しております。また、「福富小学校施設整備費」では、令和7年から8年度まで継続費を設定し、改修工事等の2億100万円を計上しております。「有明地域新設小学校施設整備費」では、改修工事、遊具新設工事及び机・椅子の購入費に5億2,520万円を計上しております。

学校給食費については、食材費の高騰による給食費の値上げ改定を行うこととしておりますが、値上げ分については国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、令和7年度も給食費を据え置きとし、保護者の負担軽減を図ります。

主な事業は、以上のとおりです。

予算規模といたしましては、前年度比11億700万円増（率にして6.8%増）の174億2,300万円となっております。

次に、お手元に別紙で配布しております「令和7年度白石町当初予算の概要」により御説明いたします。

1 ページをお願いします。

下段「歳入」では、自主財源につきまして前年度と比較して、約7,225万円の減、

率にして1.2%の減となっております。

自主財源の中で、1. 町税につきましては、町民税、固定資産税など町税全般で前年度より4,272万6,000円の増額となっております。19. 寄附金では、ふるさと寄附金は、前年度と同額の10億円としております。20. 繰入金では、特別会計繰入金で約1,400万円の減、各種基金繰入金で約19億円で、前年度より約1億1,000万円の減であり、前年同様、増加する財政需要の財源確保として、多額の基金の取崩しで対応することとしております。

依存財源では、12. 地方交付税は、国の地方財政計画等を勘案し、前年度より7,000万円増の48億2,000万円（普通交付税44億7,000万円、特別交付税3億5,000万円）を計上しております。

2 ページをお願いします。

上段に「町税の状況」を、中段に「歳入総額に占める地方交付税、町債、基金繰入金の割合」を、下段に「町債の推移」を示しております。

令和7年度の借入は、新設小学校施設整備費などで18億6,090万円を借り入れる予定で、年度末の町債の残高見込みは、約140億2,900万円と見込んでおります。

3 ページをお願いします。

上段に「目的別」予算を、下段に「性質別」予算を示しております。

性質別予算の1. 人件費は、職員及び会計年度任用職員の約420万円の増となっております。2. 扶助費は、児童手当、障害者自立支援給付費など約1億9,000万円の増となっております。6. 補助費等は、杵藤地区広域市町村圏組合負担金、県西部広域環境組合負担金など約1億5,100万円の増となっております。11. 普通建設事業費は、のうち、補助事業費で、有明地域新設小学校施設整備費、旧福富中学校解体工事費、福富小学校施設整備費、通学路整備事業、漁港整備事業費の増など、約6億7,700万円の増であります。また、単独事業費で、約2,860万円の減となっておりますが、主には、防災施設整備費の減であります。

4 ページをお願いします。

先に説明しました歳出の「性質別の主なもの」を示しております。

5 ページをお願いします。

上段に「投資的経費の推移」を、下段に「基金残高」を示しております。財政調整積立基金は、令和6年度は、基金の繰り戻し等により年度末見込現在高は約28億3,000万円ですが、令和7年度当初予算で8億円と多額の取崩しを行っておりますので、令和7年度末の見込現在高は、約20億8,500万円と大きく減少することとなります。

なお、基金全体の合計も、令和6年度は、基金の繰り戻しや積み立てにより年度末見込現在高は、約98億3,500万円ですが、令和7年度末の見込現在高は、約85億3,000万円となり、約13億300万円減少することになります。

6 ページをお願いします。

特別会計の当初予算額の推移を示しております。

次に、令和7年度白石町当初予算説明資料（主要事項内容説明書）をお願いします。説明資料の88ページ、89ページをお願いします。

令和7年度で起債を充当する事業の一覧表を示しております。

過疎対策事業債では、ハード分、ソフト分で17億2,460万円、そのほか緊急防災・減災事業債などを合わせて、合計18億6,090万円となっております。

90ページ、91ページをお願いします。

ふるさと寄附金をいただき基金に積み立てた分を、令和7年度で、寄附者の御意向を反映して充当させていただいた44事業を示しております。

以上で令和7年度当初予算についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷川友子住民課長

議案第23号「令和7年度白石町国民健康保険特別会計予算」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算総額を36億4,942万円とするものです。前年度対比4億3,458万円の減、率にして10.6%の減で予算を計上しています。

まず、歳入でございますが7ページをお願いします。

1款国民健康保険税につきましては、令和6年度当初予算より3,108万円増の7億3,493万円で、歳入全体の20.1%を占める自主財源です。算定にあたりましては、標準保険税率を算定する基準及び被保険者数、世帯数を用いて算出しています。

8ページをお願いします。

5款県支出金につきましては、療養給付費等の保険給付費に充てる普通交付金、特定健康診査等の保健事業費に充てる特別交付金で26億3,612万6,000円です。

7款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分として1億3,400万円、事務費等繰入金を含め、総額1億6,580万9,000円を一般会計から繰り入れていただくものです。

次に歳出について御説明いたします。10ページをお願いします。

1款総務費につきましては、国保中央会が開発した市町村事務処理標準システムを共同で運用するための委託料1,068万円を計上しており、令和7年4月に総合行政システムからの切り替えを予定しています。

11ページから12ページをお願いします。

2款保険給付費につきましては、国保被保険者が保険診療を受診時に保険者負担となる療養給付費、自己負担限度額を超えた分の高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等で総額25億1,342万2,000円を計上しており、歳出全体の68.9%を占めています。

13ページ、14ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を県への納付金として10億6,004万2,000円を計上しています。この納付金につきましては、一旦県へ納付した後、保険給付費の財源として交付される普通交付金の原資となるものです。

14ページから17ページをお願いします。

6 款保健事業費につきましては、人間ドック210名、脳ドック253名の受診枠を確保する等、被保険者の健康増進に努めていきます。予算は、1,057万1,000円を計上しています。

また、特定健康診査等事業費につきましては、3,149万6,000円を計上しており、特定健診・特定保健指導により、被保険者の生活習慣病の予防をこれまで以上に充実させていくよう努めてまいります。

以上で議案第23号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第24号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算総額を4億5,290万円とするものです。前年度対比2,630万円の減、率にして5.5%の減で予算を計上しています。

まず、歳入でございますが7ページをお願いします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、令和6年度当初予算より3,260万1,000円、率にして9.6%減の3億782万6,000円を計上しています。

4 款繰入金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営経費等の事務費繰入金、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金で総額1億3,402万8,000円を計上しています。

8ページをお願いします。

6 款諸収入の広域連合からの受託事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料985万円を計上しており、前年度に引き続き取り組んでいきます。

次に歳出について御説明いたします。9ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の運営経費等の負担で、前年度より5.7%減の4億3,993万8,000円を計上しています。

9ページから11ページをお願いします。

3 款保健事業費につきましては、歳入でも申し上げた、広域連合からの受託事業である、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に必要な経費など1,080万5,000円を計上しています。

以上で議案第24号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第25号「令和7年度白石町下水道事業会計予算」につきまして、御説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条の業務の予定量ですが、年間有収水量として60万立方メートル、主要な建設改良事業は、特定環境保全公共下水道施設整備事業として、1,500万円、農業集落排水機能強化事業として1,691万6,000円を予定しています。

第3条収益的収入及び支出ですが、収入の第1款「下水道事業収益」については、

第1項「営業収益」と第2項「営業外収益」を合わせまして6億3,979万2,000円を予定しています。

続きまして、支出ですが、第2款「下水道事業費用」については、第1項「営業費用」から第4項「予備費」までを合わせまして6億2,873万8,000円を予定しています。

2ページを御覧ください。

第4条「資本的収入及び支出」ですが、収入の第3款「資本的収入」については、第2項「国庫補助金」から第7項「出資金」までを合わせまして、1億7,837万2,000円を予定しています。

続いて支出ですが、第4款「資本的支出」については、第1項「建設改良費」と第2項「企業債償還金」を合わせて、3億7,308万1,000円を予定しています。

第5条の一時借入金については、限度額を5億円と定めています。

第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。

第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めています。

3ページを御覧ください。

第8条は他会計からの補助金を定めています。

次に、予算の詳細につきまして、26ページ以降の当初予算実施計画明細書で御説明いたします。

26ページをお願いします。

収益的収入及び支出ですが、収益的収入は、第1項「営業収益」の主なものとして、1目「下水道使用料」について前年度より2,568万円増の1億3,730万円を計上しています。

第2項「営業外収益」の主なものとしては27ページの5目「他会計負担金」ですが、2億9,307万3,000円を一般会計負担金としてお願いするものです。

6目「長期前受金戻入」は、長期前受国庫補助金戻入など1億8,923万4,000円を計上しています。

これによりまして、26ページ上段の第1款「下水道事業収益」の総額は、前年度より1,074万9,000円増額の6億3,979万2,000円となっています。

29ページをお願いします。

収益的支出では、第1項「営業費用」、1目「管渠費」について、主に農業集落排水事業の真空ステーションや特定環境保全公共下水道のマンホールポンプ等の管理費として、2,357万円を計上しています。

3目「処理場費」について29ページから30ページを御覧ください。処理場の管理費として8,718万円を計上しています。

5目「総係費」について、30ページから32ページを御覧ください。職員5名分の人件費や下水道使用料の徴収委託、各システムの保守が主な支出内容で、5,950万2,000円を計上しています。

6目「資源循環施設費」について32ページから33ページを御覧ください。主に資源循環操作業務、資源循環施設清掃、汚泥脱水・汚泥運搬業務等で1,784万円を計上しています。

また、7目「減価償却費」は下水道施設の減価償却として、3億8,394万9,000円を

計上しています。

次に、第2項「営業外費用」につきまして、33ページから34ページを御覧ください。主なものとして1目の「支払利息」5,426万1,000円を計上しています。

これによりまして、29ページ上段の第2款「下水道事業費用」の支出の総額は前年度より670万9,000円減額の6億2,873万8,000円となっております。

35ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、第3款「資本的収入」の主なものにつきましては、第2項「国庫補助金」として、1,125万円、第4項「他会計負担金」として、2,056万6,000円、第5項「負担金及び分担金」として10万円、第7項「出資金」としまして、1億4,645万6,000円を計上しています。

37ページから38ページをお願いします。

第4款「資本的支出」ですが、第1項「建設改良費」の主なものについては、21節「委託料」として、特定環境保全公共下水道事業のストックマネジメント実施計画書策定に係る業務委託1,500万円、下区地区事業計画概要書作成業務委託760万円を計上しています。

第2項「企業債償還金」としては、3億4,116万5,000円を計上しています。

これによりまして、35ページの上段の資本的収入の総額は、1億7,837万2,000円、37ページ上段の資本的支出の総額は、3億7,308万1,000円となり、収入から支出を差し引いた不足額が1億9,470万9,000円で、この不足額については、損益勘定留保資金で補填したいと考えています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内野さよ子議長

次に、本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第16号「損害賠償請求事件の和解について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

この件に関してですけれども、謝罪をしたということが非常に腑に落ちないところでございます。このような案件は、例えば、DVであったり、そのほかの内容によってこのように助けを求める方が見えるということはもう十分に今後とも想定されるところでございます。そういうことに関して、今回謝罪をしているように町が助けを求められる方を守らないという姿勢、それは原告に対してそういう措置を取ったことを謝罪されているわけですね。実際、そういうふうな措置を取って、親権を果たすべきところを守れなかったことについて謝罪をしたりというような、幾つかの謝罪があ

りますけれども、今後、最後に書いてありますように、助けを求められている方に対して、どのような措置を講じて、それを守ろうとする姿勢があるのか、そういうことをきちんと、今後のことについてこの案件が前例となってそんな訴えはしませんよ、情報を開示することもありますよになったら大変なことだと思いますので、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○谷川友子住民課長

町としても、DV等の被害者の支援についてはとても心を配って対応しているところでございます。今回の訴訟に関しては、ありますように措置の支援の終了というのがありまして、これは措置対象者から支援の終了の申出を受けたときと、もう一つが、所在が明らかになっている場合は支援の必要がないということで、被害者がいる所在の場所が分かっているときは住所を秘匿する必要がない。このなくなった以降に関して町として支援を行ったのではないか、その点について訴えを起こされているもので、スタートからの時点で秘匿していることが間違いであったということではございませんので、そこを考えております。

もちろん被害者の方の命を守れることが一番大切ですので、今後とも町としては支援に全力を尽くしていくこととしております。

以上でございます。

○中村秀子議員

それで、最後のところで、その要件を満たしているか否かのさらなる確認に努め、不適切な支援措置の受付実施をしないように尽力するってありますけど、これ非常に判断が難しいところだと思うんですね。こういうふうなことを判断するための手段としてどのようなことを考えていらっしゃるのか、今後こんなことがないように、お互いに不幸なことだと思いますので、そこら辺の確認をお願いいたします。

○谷川友子住民課長

丁寧な聞き取り、その一言に尽きると思います。

支援ですけど、求められてから一年一年が更新期間となっております。申出をされてから1年間、その状況に延長する際に丁寧な聞き取りで守っていくということで、双方というよりも被害者側の意見の丁寧な聞き取り、その一言に尽きると思っております。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません、先ほどの住民課長さんの答弁の中で気になったことがあったので質問させていただきます。先ほどの話では、当初の措置としては何ら問題がなかったということだったと思うんですけども、和解条項の(1)アの時点、こちらのほうに関しては、

ちょっと読み上げると長くなっちゃうんですのであれなんですけども、要は警察署のほうからの意見が付されてなかったにもかかわらず措置をしたことに対しても不適切だったというふうな扱いに読み取れてしまうんですけども、こちらについての御認識というの、改めてお聞きしてもよろしいでしょうか。

○谷川友子住民課長

これは、チェックがあるか否かということに向こうが逆手に取ってきている案件で、チェックがあるから、ないからといって措置をすとかしないとか、そういう判断をしておりますので、やはり被害者になり得る方がどういう今立場にあられるのかということに重きを置いて対応した結果でございます。警察のチェックがあったから、なかったから、それだけで町として判断をしていないということでございます。

○友田香将雄議員

私もそうは思うんですけども、ただこの和解案のほうにアの条項の内容を載せてしまうことで、これについても町は謝罪をするという形に取られかねないのかなというふうに思うんですが、ここを認められたというところを少し教えていただければと思います。

○谷川友子住民課長

言葉が適切かどうか分からないんですけど、なかったことの証明ができない、一般に言う悪魔の証明になるんですけど、なかったことの証明ができないので、この文面を外すことができなかったというふうに考えております。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。私も中村議員と同じ意見で、措置をする場合はもうしっかりと意思を持って執行するべきだというふうに思っているんですが、片や、この親権に対する制限というところは大変大きな制限にはなってくるので、そのあたりについては、双方に大変不幸な話ではあるので、先ほど警察署のほうからの意見が付されてなかったというところもあったとは思いますが、第三者の意見も含まれた総合的な判断というところを、今後のところでうまく取り入れていただければなというふうに思っております。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号「損害賠償請求事件の和解について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第17号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第18号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

審議に入ります。

なお、この質疑は区分ごとに3回まで行います。質疑の際は、補正予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、総括及び歳入関係で補正予算書の1ページから26ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

次に移ります。

歳出関係で27ページから最後まで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○内野さよ子議長

日程第7、議案第19号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第19号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○内野さよ子議長

日程第8、議案第20号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第20号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○内野さよ子議長

日程第9、議案第21号「令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号「令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○内野さよ子議長

日程第10、報告第2号の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（報告第2の内容説明）

○大串恭隆企画財政課長

報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

町職員が町有地を除草作業中発生した事案に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和7年1月20日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、①の方へ18,500円、②の方へ5,500円。併せて損害賠償額24,000円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年8月2日午後1時30分頃、町職員が町有地へ除草剤散布の際、除草剤が気化し、隣接する相手方の圃場の稲穂の生育に影響を及ぼしたためでございます。

なお、損害賠償額につきましては、白石町の一般財源で補填しております。

以上で御説明を終わります。

○内野さよ子議長

以上で本日の議事日程は終了しました。
明日からは一般質問です。
本日はこれにて散会します。

10時24分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月4日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 中村 秀子

署名議員 定松 弘介

事務局長 中原 賢一